参考資料⑧

箕面市地域公共交通活性化協議会規約

（名称）
第１条　この協議会は、箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）という。
（目的）
第２条　協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。
（事務所）
第３条　協議会の事務所は、大阪府箕面市西小路四丁目６番１号（箕面市役所内）に置く。
（事業）
第４条　協議会は、第２条の目的を達成するため、次の業務を行う。
（１）地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
（２）地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
（３）地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
（４）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。
（５）前四号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。
（組織）
第５条　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
（１）箕面市
（２）学識経験者
（３）公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が組織する団体
（４）住民、公共交通利用者及びＮＰＯ
（５）商工事業者及び関係団体
（６）近畿運輸局、大阪府、道路管理者及び公安委員会
２　箕面市は、協議会を代表する。
３　協議会に委員を置く。
４　委員は、第１項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。
（役員）
第６条　協議会に、次の役員を置く。
（１）会長　１名
（２）副会長　２名
（３）監事　２名
２　会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
（会長）
第７条　会長は箕面市副市長（市長が指名する副市長）をもって充てる。
２　会長は、協議会の会務を総理する。
３　会長は、副会長を第５条第１項第１号及び第２号の区分に応じた委員の中からそれぞれ指名する。
４　会長は、監事を委員の中から指名する。
（副会長）
第８条　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
２　前項の規定により職務を代理する副会長は、第５条第１項第１号の区分に応じた委員の中から指名された副会長とする。
（監事）
第９条　監事は、次に掲げる業務を行う。

（１）協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
（２）前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
（３）前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。
２　前項に規定するもののほか、監査に関し必要な事項は、監査実施規程で定める。
（委員の任期）
第１０条　委員の任期は、次のとおりとする。
（１）委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
（２）前号以外の委員については、２年とし、再任を妨げないものとする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
（会議）
第１１条　会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第９条第１項第３号に該当する場合は、監事が招集する。
２　会議の招集は、少なくとも、その開催の７日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む）をもって、委員に通知しなければならない。
３　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
４　会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
５　前各項に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議運営規程で定める。
（議決）
第１２条　会議の議決は、会議に出席する委員の総意を原則とする。
２　前項により難い場合は、出席した議長を除く委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
（会議の権能）
第１３条　会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
（１）事業計画及び収支予算の設定及び変更に関すること。
（２）事業報告及び収支決算に関すること。
（３）諸規程の制定及び改廃に関すること。
（４）規約第４条各号に関すること。
（５）前各号に規定するもののほか、協議会の運営に関する重要な事項
（協議結果の尊重義務）
第１４条　会議で協議が整った事項については、委員及び協議会の構成する者はその協議結果を尊重しなければならない。
（分科会の設置）
第１５条　協議会は、第４条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。
２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、分科会規程で定める。
（事務局）
第１６条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、箕面市都市整備部公共交通課に置く。
３　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
４　前三項に規定するもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局規程で定める。
（資金）
第１７条　協議会の資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。
（財務に関する事項）
第１８条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、財務規程で定める。
（規約の変更）
第１９条　この規約は、委員の４分の３以上の同意をもって変更することができる。
（協議会の解散）
第２０条　協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長で

あった者がこれを決算する。
（報告）
第２１条　会長は、次に掲げる書類を、箕面市長に提出しなければならない。
（１）作成した地域公共交通計画の案
（２）作成した地域公共交通特定事業計画
（３）前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書の写し
（４）前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書の写し
（５）前年度末の財産目録及び貸借対照表
（６）規約その他報告が必要と認められるもの
（委任）
第２２条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則
１　この規約は、平成２１年３月１８日から施行する。
２　協議会の設立初年度の委員の任期については、第１０条第２号の規定にかかわらず、平成２３年３月３１日までとする。

附則
この規約は、平成２１年５月２９日から施行する。
附則
この規約は、平成２１年１１月２５日から施行する。
附則
この規約は、平成２２年４月１日から施行する。
附則
この規約は、平成２３年５月３１日から施行する。
附則
この規約は、平成２４年１月１３日から施行する。
附則
この規約は、平成２８年６月１５日から施行する。
附則
この規約は、平成２８年１１月２８日から施行する。
附則
この規約は、平成２８年１１月２８日から施行する。
附則
この規約は、平成２９年１２月１９日から施行する。
附則
この規約は、平成３０年１２月２８日から施行する。
附則
この規約は、令和２年１０月２９日から施行する。
附則
この規約は、令和３年２月２日から施行する。
附則
この規約は、令和３年４月１日から施行する。
附則
この規約は、令和３年７月２９日から施行する。
附則
この規約は、令和４年４月１日から施行する。
附則
この規約は、令和４年７月５日から施行する。
附則

この規約は、令和６年７月３１日から施行する。

附則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

区分	委　　員
第５条第１項第１号	箕面市　副市長（市長が指名する副市長）
	箕面市　企画部長
	箕面市　都市整備部長（第５条第１項第６号の区分にも該当とする）
	箕面市　福祉部長
	箕面市教育委員会　学校教育部長
第５条第１項第２号	大阪大学　大学院　工学研究科　教授
	富山大学　都市デザイン学部　都市・交通デザイン学科　准教授
	大阪大学　大学院　工学研究科　助教
第５条第１項第３号	阪急電鉄株式会社の代表
	北大阪急行電鉄株式会社の代表
	阪急バス株式会社の代表
	一般社団法人大阪タクシー協会の代表
	阪急バス労働組合の代表
	大阪モノレール株式会社の代表
第５条第１項第４号	みのおの交通を考える会の代表
	箕面市身体障害者福祉会の代表
	オレンジゆずるバス再編検討分科会副分科会長
第５条第１項第５号	箕面商工会議所の代表
	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表（ＣＯＭ）
	東急不動産ＳＣマネジメント株式会社の代表（みのおキューズモール）
第５条第１項第６号	国土交通省　近畿運輸局　大阪運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画）
	国土交通省　近畿運輸局　大阪運輸支局首席運輸企画専門官（輸送）
	大阪府　都市整備部　交通戦略室　交通計画課長
	国土交通省　近畿地方整備局　大阪国道事務所　管理第二課長
	大阪府　池田土木事務所　参事兼地域支援・企画課長
	箕面市　都市整備部長（第５条第１項第１号の区分にも該当とする）
	大阪府箕面警察署　交通課長